

# 第4次伊勢市男女 共同参画基本計画 第4次れいんぼうプラン

概要版

令和5年(2023年)3月



# 計画策定の趣旨

本計画は、伊勢市男女共同参画推進条例に掲げる男女共同参画社会の実現を目指し、これまでの市の取組を継承し、発展させていくために策定します。

## ● 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第 2 条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

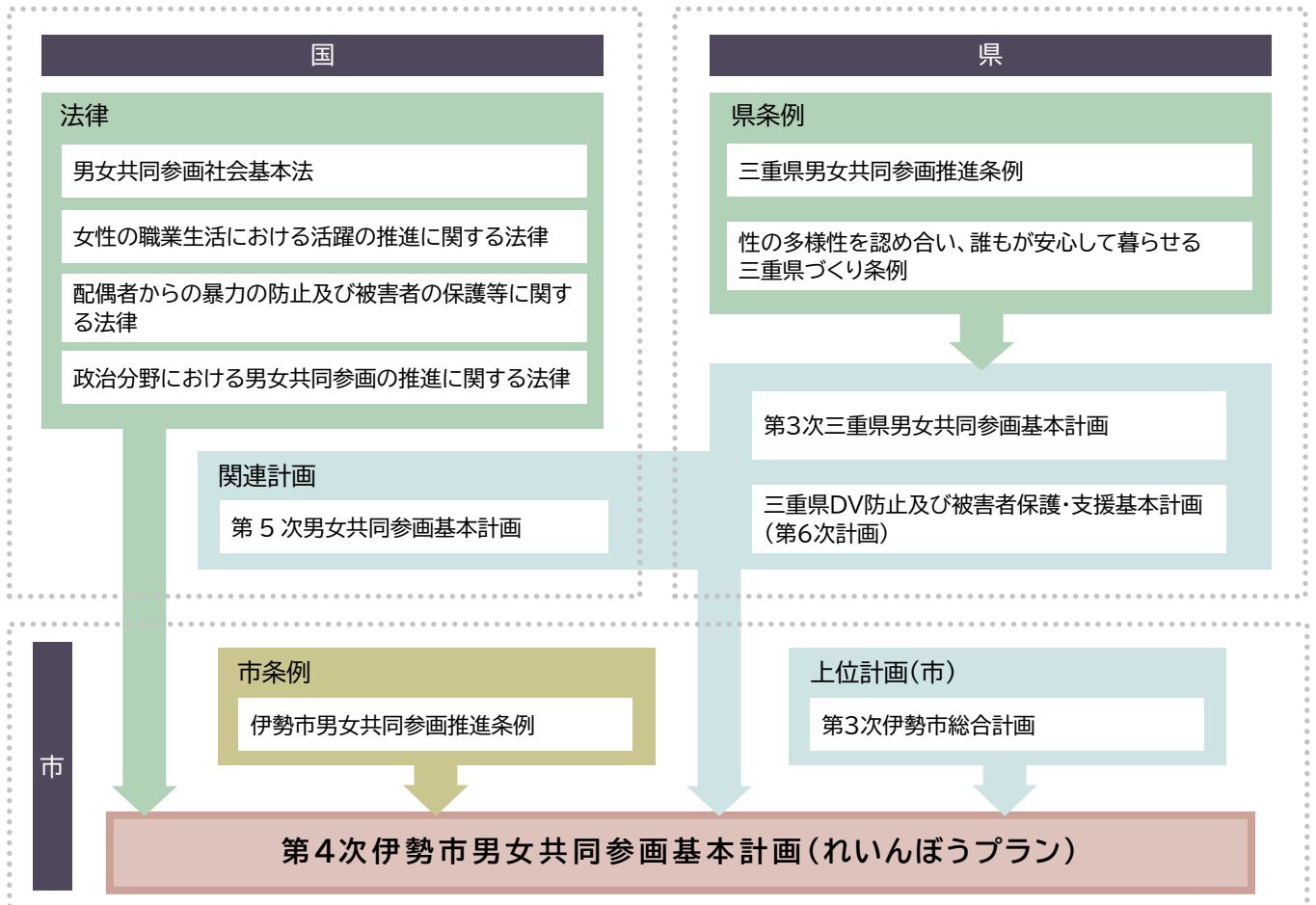
この条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から関わるといふことであり、意思決定から実施までのすべての段階に参加するということの意味しています。

## ● 本市の取組

平成 19 年に制定した伊勢市男女共同参画推進条例において、「性別による差別がなく、男女それぞれがパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」を目指すこととしています。この市条例に基づき、平成 20 年に第 1 次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）を策定しています。

# 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に定める「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。



## 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。  
ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

## 基本理念

めざす姿

### 男女共同参画社会

—誰もが個性と能力を発揮し、共に支え合うまち—

本計画は、伊勢市男女共同参画推進条例第3条に掲げる基本理念に基づき策定し、各種取組を推進するものです。

多くの人権の中でも特に男女の性別に関係するものに対し、市の方針や施策を示しています。

また、実現を目指す「男女共同参画社会」を分かりやすく伝えるため、「めざす姿」として、「誰もが個性と能力を発揮し、共に支え合うまち」を掲げます。

### 伊勢市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」といいます。)として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

# 施策体系図

## 【めざす姿】

『男女共同参画社会』  
— 誰もが個性と能力を発揮し、共に支え合うまち —

## 【基本方針】

1

職業生活における  
女性活躍の推進

1-1

働く場における  
男女共同参画の促進

2

男女共同参画を  
推進するための  
基盤の整備

2-1

男女共同参画に関する  
意識の普及と教育の推進

2-2

政策・方針決定過程における  
男女共同参画の推進

3

誰もが  
安心して暮らせる  
環境の実現

3-1

家庭・地域における  
男女共同参画の推進と  
健康の支援

3-2

男女共同参画を阻害する  
あらゆる暴力の根絶

## 【施策】

## 【具体的取組】

雇用の場における男女共同参画の促進

ワーク・ライフ・バランスの促進

女性の就労・能力開発のための支援

- 関係法令等の広報、啓発等
- 女性雇用の促進
- ワーク・ライフ・バランスの促進のための広報・啓発
- 女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進
- ハラスメント防止対策
- 女性の起業への支援
- 就職の支援
- 家族経営の労働条件の改善

男女共同参画に関する広報・啓発の充実

生涯を通じた男女共同参画の  
学習機会の充実

学校等における男女共同参画教育の推進

国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 市民等の意識の把握と市広報誌等による啓発
- パートナーの日（8月17日）の推進
- 市民との協働による意識啓発

- 講演会、セミナー等の開催と支援
- 講座等の開催方法における配慮
- 男性を対象とした学習機会の提供

- 学校教育における推進
- 教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実
- 保護者への推進

- 国際社会の情報の収集、提供

市の審議会、委員会等における  
女性登用推進

女性職員の管理・監督職における登用推進

事業所や各種団体等の方針決定の場への  
女性の参画促進

政治分野における男女共同参画の推進

- 女性委員の積極的登用
- 女性人材の把握と活用

- 女性職員の積極的登用

- 市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進
- 地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進

- 政治分野における女性参画の推進

家庭・地域活動における  
男女共同参画の推進

ライフステージに応じた健康支援の充実

暴力を許さない社会の意識づくり

被害者支援の充実

- 家庭生活における啓発
- 育児・介護支援の周知と充実
- 地域活動における啓発
- 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- 健康支援の充実
- 性に関する正しい知識の普及啓発
- 妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進
- 不妊不育に悩みを抱える男女の支援

- 暴力に対する正しい知識、認識の啓発

- 発生防止と早期発見
- 相談体制の整備・充実
- 被害者の自立支援

# 成果目標

基本方針	目標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
職業生活における女性活躍の推進	市民意識調査における「昇進、人事配置」に対する男女平等感について、「平等」の比率	48.9%	70.0%
	女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業数（伊勢市男女共同参画推進事業者等表彰制度による受賞企業等の数）	19社	29社
男女共同参画を推進するための基盤の整備	市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（男女全体で）	63.3%	70.0%
	市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（10代）	75.0%	80.0%
	市民意識調査における「パートナーの日」を「言葉の内容も知っている」人の割合	6.6%	30.0%
	市の審議会、委員会等における女性の登用率	24.7%	40.0%
	市の係長級以上の女性職員の割合	30.4%	35.0%
誰もが安心して暮らせる環境の実現	市民意識調査における「男女の平等（家庭生活）」について「平等」と考える人の割合	32.0%	40.0%
	避難所運営マニュアル策定の地域数	7地域	16地域
	まちづくり協議会における代議員の女性参画率	19.6%	40.0%
	市民の健康寿命	女性:81.4歳 男性:79.3歳	女性:83.0歳 男性:80.0歳
	事業所意識調査におけるセクハラ防止対策をしている事業所の割合	74.6%	85.0%
	市民意識調査におけるDV被害者のうち相談した人の割合	48.1%	80.0%

## 具体的施策

### 基本方針1 職業生活における女性活躍の推進

#### 基本施策1-1 働く場における男女共同参画の促進

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済的自立は、配偶者からの暴力等による困難な状況から抜け出すために必要であることから、働く場における男女共同参画に取り組めます。

#### ●施策と具体的取組

施策	具体的取組
1 雇用の場における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係法令等の広報、啓発等</li> <li>● 女性雇用の促進</li> </ul>
2 ワーク・ライフ・バランスの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワーク・ライフ・バランスの促進のための広報・啓発</li> <li>● 女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進</li> </ul>
3 女性の就労・能力開発のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハラスメント防止対策</li> <li>● 女性の起業への支援</li> <li>● 就職の支援</li> <li>● 家族経営の労働条件の改善</li> </ul>

## 基本方針 2 男女共同参画を推進するための基盤の整備

### 基本施策 2-1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因として、長年にわたり人々の中に形成されてきた「男は仕事、女は家庭」等の固定的な性別役割分担意識が、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）として存在していることが挙げられます。男女共同参画に関する社会の理解に向け、意識の普及や教育等の取組を推進します。

#### ● 施策と具体的取組

施策	具体的取組
1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民等の意識の把握と市広報誌等による啓発</li><li>● パートナーの日（8月17日）の推進</li><li>● 市民との協働による意識啓発</li></ul>
2 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 講演会、セミナー等の開催と支援</li><li>● 講座等の開催方法における配慮</li><li>● 男性を対象とした学習機会の提供</li></ul>
3 学校等における男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校教育における推進</li><li>● 教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実</li><li>● 保護者への推進</li></ul>
4 国際的視野に立った男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国際社会の情報の収集、提供</li></ul>

### 基本施策 2-2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

社会において今も存在する男女格差の問題を解決するためには、当事者である女性の意見、視点を施策に反映させることが必要です。男女共同参画社会の実現のため、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

#### ● 施策と具体的取組

施策	具体的取組
1 市の審議会、委員会等における女性登用推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 女性委員の積極的登用</li><li>● 女性人材の把握と活用</li></ul>
2 女性職員の管理・監督職における登用推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 女性職員の積極的登用</li></ul>
3 事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進</li><li>● 地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進</li></ul>
4 政治分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政治分野における女性参画の推進</li></ul>

## 基本方針 3 誰もが安心して暮らせる環境の実現

### 基本施策 3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援

家庭・地域は市民生活における重要な基盤です。家事・育児・介護・教育・社会活動等において、男女がともに責任を分かち合い、支え合うことが今後はより重要となります。

また、男女がともに支え合いながら健康的に暮らしていくためには、性やライフステージに応じた身体の変化等についての正しい知識や認識を持つことが必要です。

このことから、家庭・地域における男女共同参画の推進と健康づくりの支援に取り組みます。

#### ● 施策と具体的取組

施策	具体的取組
1 家庭・地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭生活における啓発</li><li>● 育児・介護支援の周知と充実</li><li>● 地域活動における啓発</li><li>● 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進</li></ul>
2 ライフステージに応じた健康支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健康支援の充実</li><li>● 性に関する正しい知識の普及啓発</li><li>● 妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進</li><li>● 不妊不育に悩みを抱える男女の支援</li></ul>

### 基本施策 3-2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力については、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識等が指摘されています。あらゆる暴力の根絶に向けて、取組を推進します。

#### ● 施策と具体的取組

施策	具体的取組
1 暴力を許さない社会の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>● 暴力に対する正しい知識、認識の啓発</li></ul>
2 被害者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 発生防止と早期発見</li><li>● 相談体制の整備・充実</li><li>● 被害者の自立支援</li></ul>

第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画 第 4 次れいんぼうプラン (令和 5 年 3 月)

伊勢市環境生活部市民交流課  
〒516-8601 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
T E L : 0596-21-5513 E-mail : kouryu@city.ise.mie.jp